

兄弟姉妹の皆様

私たちのローマのパパ様・故フランシスコ教皇様は今回のシノドスにおいて、「第2バチカン公会議を見直し、立ち戻り、生かしてほしい」とメッセージをくださいました。

2022年待降節から、ミサの式次第が新しくなりました。これも、その新しい流れの一つです。

今回はサンパウロ発行 第2バチカン公会議 公文書全集 南山大学監修「第4章 聖務日課（教会の祈り）」を解説します。

私たちも、ミサや祈りに主体的に関われるように、一緒に学びましょう。

尚、わかりやすい表現を用いるため、多くの資料を参考にさせていただいておりますことをはじめにお伝えしておきます。

主任司祭 ヨハネス・ヴィアンネ・ラマ O.C.D.

第4章 聖務日課（教会の祈り）

典礼憲章

④③ ～第二バチカン公会議公文書より～

一般信徒と聖務日課：司牧者は、主要な時課（③⑨参照）、中でも晩課（夕の祈り）が主日と祝祭日の教会において、共同で執り行われるよう努めなくてはなりません。

また、一般の信徒自身も、司祭とともに、あるいはお互いに集って、または一人であっても、聖務日課を唱えるように勧められます。

国語の使用：§1：数世紀にわたるラテン典礼様式の伝統に従って、聖職者は聖務日課を行うに当たりラテン語を守らなければいけません。しかし、裁地権者には、ラテン語の使用が聖務日課を果たすために重大な妨げとなる聖職者に対しては、個々に「第36条」の規定によって作成された【国語訳の使用を許可する権限】が与えられています。

§2：隠修道女（俗世から離れて、祈りと沈黙、労働を中心とした観想生活を送るシスター）または「完徳を志す身分」（清貧・貞潔・従順を守りながら、イエス様に倣って聖なる完徳を目指す身分）に属する会の聖職者でない男子会員・女子会員は、聖務日課を執り行う場合、歌隊共唱においても、翻訳が許可されたものである限り、権限を有する上長から【国語を使用する許可】を受けることができます。

§3：聖務日課の義務をもつ全ての聖職者は、信徒の集まりと一緒に、あるいは§2にあげられた人々とともに聖務日課を国語で執り行う場合、翻訳が許可されたものである限り、その義務を果たしたことになります。

（つづく）